

<複数枚必要な場合は、コピーして使用してください（裏面の記入方法も必ず証明者に渡してください）>

（平成30年度第21回京都府介護支援専門員実務研修受講試験用）

実務経験（見込）証明書

平成 年 月 日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

介護支援専門員実務研修受講試験室長 様

施設又は事業所の

所在地及び名称

代表者氏名

電話番号

印

（担当者氏名 ）

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

①氏 名	(年 月 日生)	
②現 在 の 氏 名	※勤務当時と異なる場合のみ記入してください	
③施設又は事業所名		
④所 在 地		
⑤施 設 種 別		
⑥施設又は事業所情報	事業所番号	指定年月日
	事業開始年月日	休止・廃止年月日
⑦業 務 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 か月と 日)	
⑧うち業務に従事した日数	日 (要援護者に対する対人の直接的な援助に従事した日数)	
⑨業 務 内 容		

(注) ※申込者が自書した場合（個人開業者は除く）は証明書として認められませんのでご注意ください。

- 過去に勤務した者の証明をする場合において、受験者の勤務当時の氏名で記入してください。
- 「施設種別」は具体的に介護老人福祉施設、通所介護、障害福祉サービス事業の生活介護等を記入してください。
- 事業所番号、指定年月日は介護保険制度、障害者総合支援制度等の指定を受けている場合に記入してください。
- 業務期間欄は、要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間を記入してください。
- うち業務に従事した日数欄は、業務期間内において実際に上記業務に従事した日数（休日、病気、研修、休職等で業務に従事しなかった期間を除く。）を記入してください。
- 業務内容欄は、具体的に医業、看護業務、訪問介護員、介護業務、生活相談員、支援相談員、相談支援専門員等と記入して下さい。
- 証明内容を訂正した場合は、証明者の職印を押してください。修正液による修正は認めません。
- 虚偽又は不正の事実があった場合は、合格を取り消しすることとなります。
また、発行した施設や事業所の介護保険事業者の指定が取り消されることがありますので十分ご注意ください。
- 見込証明でない場合は、表題の（見込）を二重線で消してください。

〈実務経験証明書記入方法〉

実務経験証明書は、勤務先の長等の証明権限を有する者が記入し、発行してください。

この証明書は、受験資格を証明する重要なものですから、添付されていない場合や内容に不備がある場合は、受験申込書を受理できませんので注意してください。

- ① **氏名**
受験申込者の**勤務当時の氏名**を記入してください。
- ② **現在の氏名**
受験申込者の現在の氏名を記入してください。
- ③ **施設又は事業所名**
受験申込者が所属する又は所属した施設名等の**正式な名称**を記入してください。
- ④ **所在地**
施設等の所在地を記入してください。
- ⑤ **施設種別**
具体的に介護老人福祉施設、通所介護、障害福祉サービス事業の生活介護等を記入してください。
- ⑥ **施設又は事業所情報**
事業所番号、指定年月日は介護保険制度、障害者総合支援制度等の指定を受けている場合に記入してください。休止・廃止年月日は、法人や事業所、施設が「休止・廃止」になっている場合のみ記入してください。
- ⑦ **業務期間**
受験申込者が、要援護者に対する対人の直接的な援助を本来業務として行っていた期間を記入してください。
なお、国家資格等に係る業務についてはその資格を取得した日（資格免許が公的機関の登録簿等への登録によって行われるときは当該登録年月日）以降が業務の開始日となります。（次項の⑧も同じ）
- ⑧ **うち業務に従事した日数**
業務期間内において実際に上記業務に従事した日数（休日、病気、研修、休職等で業務に従事しなかった期間を除く。）を記入してください。
- ⑨ **業務内容**
具体的に、医業、看護業務、訪問介護員、介護業務、生活相談員、支援相談員、相談支援専門員等と記入してください。
- **その他注意事項**
 - ・ 実務経験を見込みで受験する場合は、実務経験の期間が満たされた後、実務経験証明書を平成30年10月19日（金）までに、簡易書留により提出してください（必着のこと）。期限までに提出がない場合、試験は無効となります。
 - ・ 就業状況等に関する書類が保管されていないなど、実務経験の証明が不能な場合については、実務経験に算定できません。また、発行した施設や事務所に対し就業状況に関する書類の提出を求めることがあります。
 - ・ 虚偽又は不正の事実があった場合は、受験者の合格が取り消されるだけでなく、証明した施設や事業所の介護保険事業者の指定が取り消されることがありますので、十分ご留意ください。